

法務のスペシャリストをめざそう！ パラリーガル

New

税務会計のプロフェッショナルをめざす

Preparatory Course for Certified Tax Accountant Examination



税理士講座

衣笠

企業活動の国際化・高度化を支えるエキスパート

税理士ってどんな仕事？

税務会計のプロフェッショナルとして、税理士法に規定された独占業務(税務の代理、税務書類の作成、税務の相談)や、税務業務に付随する財務書類作成などの、会計に関する業務を行います。近年、企業活動の国際化・高度化・複雑化に伴い、会計参与制度が創設されるなど、企業経営のコンサルタント的な役割も求められるようになってきました。また地方公共団体における監査機能の強化に伴い、今後公益的な業務分野も見込まれており、税理士へのニーズは益々拡大しています。

講座の概要

| 税理士講座 簿記論対策コースのカリキュラム | | | |
|-----------------------|---|--|--|
| | 基礎期(11月~1月) | 応用期(2月~4月) | 直前期(5月~7月) |
| 講義 | 基本事項のインプット 受験に必要な内容のうち2級の応用レベルの論点を学習します。2級レベルの復習と税理士試験の出題傾向を押さえていきます。 | 応用論点のインプット 税理士になりはじめて出てくる論点を学習します。新会計基準を中心に頻出論点のインプットを行います。 | 試験委員対策 試験問題を作成する試験委員の著書や過去の試験からどんな問題が出題され、どう解いていけば効率よく得点できるか講義を行います。 直前総まとめ 出題が予想される重要論点についてまとめ講義を行います。 |
| | 基礎力チェック(ミニテスト) 毎回の講義で実施します。前回の学習内容の確認テストを行います。 | 応用力チェック(実力テスト) 月に1回、その月の学習内容について本試験形式の実力テストを実施します。このテストで本試験問題の解法テクニックを身につけていきます。 | 合格情報 TAC講師陣の本試験予想や本試験での注意点などを伝えます。 各種演習(答案練習) 過去の頻出問題、試験委員の好きな論点から予想問題を作成し、週1回のペースで本試験まで演習していきます。 |
| 問題演習 | | | |

スケジュール

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 簿記論・財務諸表論 | | | | | | | | | | | | | | | |

試験データ

| | | |
|--------|----------|---------|
| 2006年度 | 受験者数 | 54,203人 |
| | 合格者数 | 1,126人 |
| | 一部科目合格者数 | 8,726人 |
| | 合格率 | 18.2% |

試験のあらまし

| 税理士試験 | |
|--------|--|
| 受験資格 | 次のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができます。 1.次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して3年以上になる者 (1)税務官公署における事務又はその他の官公署における国税(関税、とん税及び特別とん税を除く)若しくは地方税に関する事務 (2) (略) 2.学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めた者又は同法第57条第2項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めた者 (参考)「財務省令で定める学校」とは、学校教育法の規定による大学、専修学校(同法第82条の10に規定する専門課程に限る)及び昭和28年文部省告示第五号(大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を文部科学大臣が定める件)第五号から第九号までに規定する大学校をいう。 3.司法試験に合格した者 4.公認会計士法第8条第1項に規定する公認会計士試験の短答式による試験に合格した者又は当該試験を免除された者(当該試験の試験科目の全部について試験を免除された者を含む) 5.国税審議会が受験資格について個別設定をした者 |
| 出願期間 | 5月22日~6月1日(予定) |
| 受験地 | 札幌市・仙台市・川崎市・草加市・東京都・金沢市・名古屋市・大阪府・広島市・高松市・福岡市・太宰府市・熊本市・那覇市 |
| 試験の実施日 | 8月7日~8月9日(予定) |
| 試験時間 | 1科目120分。主に午前9時~午後5時 |
| 試験科目 | 会計学に属する科目(簿記論及び財務諸表論)の2科目と税法に属する科目(所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税)のうち受験者の選択する3科目(所得税法又は法人税法のいずれか1科目は必ず選択しなければなりません。)について行われます。 なお、税理士試験は科目合格制をとっており、受験者は一度に5科目を受験する必要はなく、1科目ずつ受験してもよいことになっています。 |
| 合格発表 | 平成19年12月中旬(予定) |
| 合否判定基準 | 合格基準点は各科目とも満点の60パーセントです。 合格科目が会計学に属する科目2科目及び税法に属する科目3科目の合計5科目に達したとき合格者となります。 |

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)等を参照のこと

試験ガイド

税理士試験は、科目選択制度と科目合格制度という試験科目別に受験が可能なが特徴です。また、試験科目は全部で11科目ありますが、すべて受験する必要はなく合格のためには必須科目を含めて5科目に合格すれば税理士試験に合格したと認められます。

税理士試験の特徴は、科目選択制度と科目合格制度があることです。

| 科目選択制度 | 科目合格制度 |
|--|---|
| 税理士試験全11科目から5科目を自由に選択することができます。必須科目もありませんが、かなり選択の幅があります。 | 一度に5科目すべてに合格する必要がなく、1科目ずつ受験することができる制度です。なお、一度合格した科目は生涯有効です。 |

試験科目は、下記の全11科目。そのうち必須科目である簿記論と財務諸表論の2科目、選択必須科目である法人税法と所得税法のうちから1科目を含めた税法科目3科目、合計5科目に合格すると、税理士試験の合格となります。

| | | | | |
|--------------|---|----------------|---|---|
| 必須科目 2科目 | + | 選択必須 1又は2科目 | + | 選択 2科目又は1科目 |
| 簿記論 財務諸表論 | | 法人税法 所得税法 | | 相続税法 酒税法 消費税法 固定資産税 事業税 住民税 国税徴収法 |
| 会計科目 | | 国税三法 | | 新税・地方税 |
| 税法科目 | | | | |